

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第46号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則
香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)</p> <p>第36条の5 略</p> <p>2 条例附則第38項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</p> <p>8 条例附則第35項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。</p> <p>(特別還付金の申請期間の起算日)</p> <p>9 条例附則第48項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>	<p>(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)</p> <p>第36条の5 略</p> <p>2 条例附則第37項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</p> <p>8 条例附則第34項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。</p> <p>(特別還付金の申請期間の起算日)</p> <p>9 条例附則第47項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。